基本事件：間接強制申立事件

申立人（基本事件債権者）　●

相手方（基本事件債務者）　●

秘匿事項届出書面

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第２１部御中

申立人（基本事件債権者）代理人弁護士 ●

　申立人につき、次のとおり秘匿事項等を届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 郵便番号 | 〒● | |
| 住所 | ● | |
| 氏名 | ● | 印 |
| 電話番号 | ● | |

　申立書・委任状、陳述書等に記載した、住所・氏名に代わる事項

|  |  |
| --- | --- |
| 住所に代わる事項 | 代替住所Ａ |
| 氏名に代わる事項 | 代替氏名Ａ |

委任状

令和●年●月●日

委任者 　住所　 代替住所Ａ

氏名　 代替氏名Ａ

　私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士 ●

住所 ●

電話 ●

ＦＡＸ ●

1. 事件
   1. 相手方 ●
   2. 裁判所 東京地方裁判所
   3. 事件の表示 間接強制申立事件
2. 委任事項
   1. 上記事件に関する一切の行為を代理する権限
   2. 申立ての取下げ、和解
   3. 執行抗告、特別抗告若しくは抗告許可の申立て又はこれらの取下げ
   4. 復代理人の選任

基本事件：間接強制申立事件

申立人（基本事件債権者）　代替氏名Ａ

相手方（基本事件債務者）　●

秘匿決定申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第２１部御中

申立人（基本事件債権者）代理人弁護士 ●

　上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民事執行法２０条、民事訴訟法１３３条１項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

1. 申立ての趣旨

　上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所及び氏名を秘匿するとの決定を求める。

1. 申立ての理由

　本件は、●である。

　そのため、申立人の住所等の全部又は一部が当事者に知られることによって、申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある。

　よって、申立人は、民事執行法２０条、民事訴訟法１３３条１項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

以上

疎明資料

１　陳述書 １通

陳述書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事部御中

代替氏名Ａ

●